

白 保 育 第 2 9 号
令和2年4月30日

白井市内保育施設に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の事業主様

白井市長 笠 井 喜 久 雄
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市内保育所等の臨時休園の
延長について

日頃より、白井市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、保育所における集団感染リスクを低減させることを急務と考え、5月6日まで市内保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業）を臨時休園としたところです。

しかしながら、市内の感染者数は増加傾向にあり、感染の危険は未だ低減されていないことから、臨時休園の期間について、下記のとおり5月31日まで延長することといたします。

つきましては、子どもたちやその家族、そして市民の健康と命を守るため、事業者の皆様におかれましては、当市保育施設に在籍する児童の保護者の勤務について、家庭での保育が可能となるよう、休暇の取得、勤務の特例等に、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

【白井市内保育園等における臨時休園期間】

令和2年4月23日（木）から5月31日（日）

※今回延長期間 5月7日から5月31日

【対象施設】

認定保育所、認定こども園、小規模保育所

担当 白井市健康子ども部保育課
電話 047-497-3488
e-mail hoiku@city.shiroi.chiba.jp